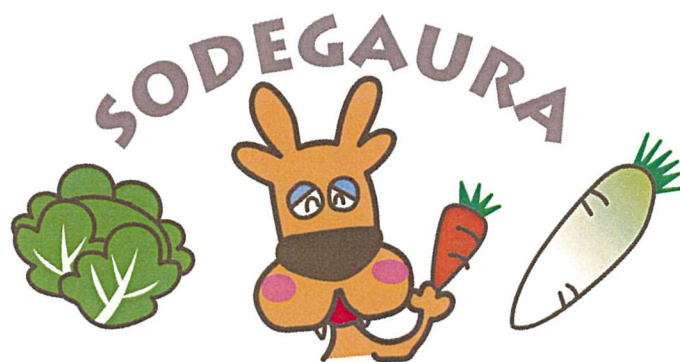


# 袖ヶ浦市学校給食 食物アレルギー対応マニュアル



袖ヶ浦市教育委員会

# 目次

I 食物アレルギーに関する基礎知識 .....	1
1 アレルギー疾患とは .....	1
2 食物アレルギーとは .....	1
II 袖ヶ浦市学校給食における食物アレルギーの対応 .....	3
1 基本事項 .....	3
2 対応方法 .....	3
3 学校給食における食物アレルギー対応のレベル .....	3
4 対応の流れ.....	6
5 その他.....	8
III 保護者との個別面談.....	9
1 面談者（例）及び面談時期 .....	9
2 面談の内容（例） .....	9
IV 校内食物アレルギー対応委員会の設置 .....	10
1 役割 .....	10
2 構成員.....	10
3 委員会の開催.....	10
V 袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の設置.....	11
1 役割 .....	11
2 構成員.....	11
3 委員会の開催.....	11
VI 給食対応フローチャート.....	12
1 年間フローチャート .....	12
2 毎月のフローチャート.....	15
3 詳細献立表配布児童生徒に対する当日チェック項目 .....	16
4 除去食提供児童生徒に対する当日の対応.....	17
VII 緊急時の対応.....	18
VIII 個人情報の管理.....	21
IX 食物アレルギー対応における教職員の役割 .....	21
X 食物アレルギーQ&A.....	23
1 除去品目・内容に関して .....	23

2	食物アレルギー用詳細献立表について .....	24
3	学校生活管理指導表に関して .....	24
4	食物アレルギー用詳細献立表に関して .....	24
5	面談・校内対応委員会に関して .....	25
6	緊急時の対応に関して .....	25
XI	資 料 .....	26
	様式第 1 号 .....	27
	様式第 1 号の 2 .....	27
	食物アレルギー対応給食申請書 .....	28
	様式第 2 号 .....	29
	食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書 .....	29
	様式第 3 号 .....	30
	様式第 4 号 .....	33
	面談記録票及び個別対応票 .....	33
	様式第 5 号 .....	33
	食物アレルギー対応給食 決定通知書 .....	34
	様式第 6 号 .....	35
	食物アレルギー対応給食 申請取り下げ書 .....	35
	様式第 7 号 .....	36
	食物アレルギー対応給食 解除申請書 .....	36
	様式第 8 号 .....	37
	食物アレルギー用詳細献立表 .....	37
	様式第 9 号 .....	38
	除去食献立表 .....	38
	様式第 10 号 .....	38
	配送食札 .....	38
	様式第 11 号 .....	39
	除去食受渡し確認表 .....	39
	【参考文献】 .....	40



## I 食物アレルギーに関する基礎知識

### 1 アレルギー疾患とは

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすことです。

児童生徒等のアレルギー疾患は食物アレルギー、アナフィラキシー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎などがありますが、病気のメカニズムとしては共通な部分が多く、反応の起きている場所の違いが疾患の違いになっていると考えることもできます。メカニズムが共通であることから、いくつかのアレルギー疾患を一緒にもっている（合併）児童生徒等が多いことにも気をつけなければなりません。

アレルギー疾患になりやすいかどうかは、主に IgE 抗体（免疫グロブリンの一種）をたくさんつくりやすい体質であるかと、免疫反応がしばしば引き起こされるようなアレルゲンの曝露の多い生活環境や生活習慣があるかが関係しています。

### 2 食物アレルギーとは

#### (1) 食物アレルギーの定義

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

#### (2) 食物アレルギーの各病型の特徴

##### ○即時型

食物アレルギーの最も典型的な病型です。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。ほとんどは IgE 抗体が関係します。

##### ○口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群は IgE 抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、花粉—食物アレルギー症候群のことがほとんどです。シラカバやハンノキ、ブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が誘発されます（交差反応）。多くは局所の症状だけで治療も不要ですが、全身的な症状の初期症状として口腔内の症状が出ている場合もあるため注意が必要です。



### ○食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型です。IgE抗体が関係します。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、発症した場合にはじんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり、注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。

### ※アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

「公益財団法人 日本学校保健会 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より（一部改変）

### (3) 加工食品等のアレルギー表示について（食品表示基準令和5年3月一部改正）

患者数が多いか重篤度の高い8品目の表示が義務付けられています。また表示を推奨している食品は20品目あります。

特定原材料等	義務	推奨
	卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに・くるみ	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ・アーモンド

## II 袖ヶ浦市学校給食における食物アレルギーの対応

### 1 基本事項

本市は令和2年3月公益財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」および、平成25年11月千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課発行の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」および、平成27年3月文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿った食物アレルギー対応を実施します。

### 2 対応方法

食物アレルギーで通常の給食を食べることのできない児童生徒がいる場合は、原因食物および種類・症状の強弱などについて「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【様式第3号】」<sup>1</sup>を基に保護者との個別面談を通じて、個別にその児童生徒の状況に応じて現状で行うことのできる最良の対応を講じます。

### 3 学校給食における食物アレルギー対応のレベル

学校給食の提供における食物アレルギー対応には、対応段階（レベル1からレベル4）があります。本市における食物アレルギーの対応は、レベル3までを基本とします。レベル4の代替食の提供は行いません。

詳細な献立表対応（レベル1）		
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」「食物アレルギー対応給食実施・変更申請書【様式第2号】」「学校生活管理指導表【様式第3号】」の提出がある。</li><li>原因食物が特定されており、医師からも食事療法を指示されている。</li><li>家庭でも原因食物の除去を行うなど、食事療法を行っている。</li><li>少量の摂取ではアレルギー症状を起こす心配がなく、原因食物が多岐にわたらなく、保護者や担任の指示のもと、原因食物の除去が自分でできる。</li></ul>	
対象 品目	表示義務 (8品目)	卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに・くるみ
	推奨表示 (20品目)	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ・アーモンド
方法	「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」「食物アレルギー対応給食実施・変更申請書【様式第2号】」に基づき、「食物アレルギー対応給食決定	

<sup>1</sup> 学校生活管理指導表は、原則として学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されます。提出が困難な時は、これに準じた医師による診断書の提出を求めます。

	<p>通知書【様式第5号】で決定通知を行った児童生徒に対し、学校給食センターは、日々の献立において対象28品目の有無を記入した「食物アレルギー用詳細献立表【様式第8号】」を毎月学校に送付します。学校は保護者と教職員に提示し、それを基に保護者や学級担任等の指示のもと原因食物を除去しながら食べます。</p> <p>すべての対応の基本であり、レベル2、3でも「食物アレルギー用詳細献立表【様式第8号】」を配布します。</p>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者は決定通知時に配布される「食物アレルギー用詳細献立表の見方」をよく読み、本人に取り除く食品をよく理解させておくよう努めます。</li> <li>・学級担任等は除去する原因食物を正しく理解しておきます。</li> <li>・小学校低学年では自己管理能力が不十分なので、学級担任等が補佐します。</li> <li>・誤って食べてしまった場合の対処方法を確認しておきます。</li> <li>・配食時に除去する場合は、給食当番や学級の児童生徒の協力も得ます。</li> </ul>

(一部) 弁当対応 (レベル2)			
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」「食物アレルギー対応給食実施・変更申請書【様式第2号】」「学校生活管理指導表【様式第3号】」の提出がある。</li> <li>・原因食物が特定されており、医師からも食事療法を指示されている。</li> <li>・家庭でも原因食物の除去を行うなど、食事療法を行っている。</li> <li>・アナフィラキシーショックの発症の危険がある。</li> <li>・微量での食物アレルギー症状の発症の危険があり、比較的症状が重い。</li> <li>・原因食物が多岐にわたり、学校給食の調理での対応ができない。</li> <li>・原因食物が本市の実施しているもの以外で、自分で除去をするのが不可能である。</li> <li>・普段除去食対応している児童生徒で、献立によって学校給食での対応が不可能な日が生ずる場合。</li> </ul>		
方法	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="352 1408 842 1794">           ≪「食物アレルギー用詳細献立表」で対応している児童生徒の場合≫            原因食物を取り除いた際に、栄養的に不足すると見込まれる場合、家庭から一部もしくは完全弁当を持参する必要があります。         </td> <td data-bbox="842 1408 1461 1794">           ≪除去食対応している児童生徒の場合≫           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部弁当 学校給食での対応が困難な料理について、一部弁当を持参し、喫食可能な料理を食べます。</li> <li>・完全弁当 すべての料理が対応困難な場合、完全弁当を持参します。</li> </ul> </td> </tr> </table>	≪「食物アレルギー用詳細献立表」で対応している児童生徒の場合≫ 原因食物を取り除いた際に、栄養的に不足すると見込まれる場合、家庭から一部もしくは完全弁当を持参する必要があります。	≪除去食対応している児童生徒の場合≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部弁当 学校給食での対応が困難な料理について、一部弁当を持参し、喫食可能な料理を食べます。</li> <li>・完全弁当 すべての料理が対応困難な場合、完全弁当を持参します。</li> </ul>
≪「食物アレルギー用詳細献立表」で対応している児童生徒の場合≫ 原因食物を取り除いた際に、栄養的に不足すると見込まれる場合、家庭から一部もしくは完全弁当を持参する必要があります。	≪除去食対応している児童生徒の場合≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部弁当 学校給食での対応が困難な料理について、一部弁当を持参し、喫食可能な料理を食べます。</li> <li>・完全弁当 すべての料理が対応困難な場合、完全弁当を持参します。</li> </ul>		
留意点	<p>弁当を持参する場合、衛生的に保管するために特に暑い時期は注意をする必要があります。弁当箱に保冷剤を入れる、保護者が給食時間に合わせて持参する、児童生徒が持参し職員室で保管するなど、方法は各学校で保護者との話し合いの上、決定します。</p>		

	<p>また、学校給食センターでは、原因食物の除去によって栄養が偏らないよう、バランスよく食事できるような食品の選択、調理方法や加工食品の情報を保護者に伝えていきます。</p> <p>栄養面に偏りが生じないように、原因食物の代替品や食品の選択等、保護者に情報を提供します。</p>
--	---

除去食対応（レベル3）	
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」「食物アレルギー対応給食実施・変更申請書【様式第2号】」、「学校生活管理指導表【様式第3号】」の提出がある。</li> <li>・原因食物が特定されており、医師からも食事療法を指示されている。</li> <li>・家庭でも原因食物の除去を行うなど食事療法を行っている。</li> <li>・症状が重篤でなく、学校給食センターでの調理対応が可能である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア アナフィラキシーショックの発症の危険がない。</li> <li>イ よく洗った調理器具の微量残留や離れた場所の粉の飛散等、微量での発生の危険がない。</li> <li>ウ 原因食物が多岐にわたらない。</li> </ul> </li> <li>・「配送食札【様式第10号】」により、専用ランチボックスの外部に該当児童生徒の氏名、クラス名等を表示することが可能である。</li> </ul>
対象品目	<p>卵、乳の2品目とし、完全除去とします。除去後の献立パターンは以下の3パターンに限定します。ただし、必要に応じて対象食品の拡大を検討します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 卵のみ除去した献立</li> <li>② 乳のみ除去した献立</li> <li>③ 卵・乳を合わせて除去した献立</li> </ol>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」「食物アレルギー対応給食実施・変更申請書【様式第2号】」に基づき、「食物アレルギー対応給食決定通知書【様式第5号】」で決定通知を行った児童生徒に対し、学校給食センターは、除去食の提供を行います。</li> <li>・学校給食センターは毎月「食物アレルギー用詳細献立表【様式第8号】」「除去食献立表【様式第9号】」により、除去食の内容を保護者・学校に事前に送付します。</li> <li>・献立内容によって料理全体が食べられなくて提供しない場合と、料理に含まれている材料を除去する場合があります（カレー、ブラウnlルウを使用した献立のみ28品目アレルゲンフリーの代替ルウを使用して提供します）。</li> <li>・給食は通年専用のランチボックスで配送します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※原因食物が入っていない料理の場合は専用には作らず、他の児童生徒と同じ料理を提供することになりますが、安全面を考慮し、同じ料理を専用のランチボックスに入れて配送します。</li> </ul> </li> <li>・料理全体（一部）を提供しないことにより、適正な栄養摂取が不可能な場合は、</li> </ul>

	<p>飲み物や単品の料理を家庭から持参することを保護者に勧めます。その場合、衛生面に配慮した弁当を持参してもらいます（レベル2対応）。</p> <p><u>※例外</u></p> <p>年々食物アレルギー児童生徒の増加傾向が見受けられる中、学校における対応総人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、コンタミネーション（原材料として使用していないアレルギー物質の微量混入、アレルギー物質と同一の製造ラインで製造した結果、微量混入する等の場合がある）による症状を示すケースなどにおいては、児童生徒への安全・安心な給食の提供を第一と考え、食物アレルギー対応における除去食を困難と判断する場合があります。</p>
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因食物除去が必要な程度と調理場の対応能力が見合った場合に行います。</li> <li>・原因食物は、本市の実態に基づいた対象者の多いものに限定します。</li> <li>・予定献立の変更があった場合の食品の変更にも注意します。</li> <li>・誤配のないように注意します。</li> <li>・予備食の準備はないため、配送・配膳の際、注意します。</li> <li>・ランチボックスに入った除去食のおかわりはありません。</li> <li>・除去の必要のない料理についてもおかわりはできません。</li> <li>・アレルギー専用室で調理しますが、納品や野菜の下処理は通常の給食と同様に扱った後、アレルギー専用室で調理するため、微量混入（コンタミネーション）の可能性がります。</li> <li>・栄養面に偏りが生じないように、原因食物の代替品や食品の選択等、保護者に情報を提供します。</li> </ul>

代替食対応（レベル4）	
<p>方法</p>	<p>申請のあった原因食物を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供される学校給食を指します。</p> <p><u>※本市では対応しません。</u></p>

#### 4 対応の流れ

- (1) 食物アレルギー調査（10月～11月 新規発症・診断および転入：随時）

市教育委員会から、新小学校1年生の保護者に送付される就学時健康診断の案内書類に、「食物アレルギーに関する調査票【様式第1号】」を併せて送付し、就学時健康診断時に提出するよう依頼します。

- (2) 学校給食における食物アレルギー関係書類の配付（10月～11月 新規発症・診断および転入：随時）

給食センター栄養士は就学時健康診断会場において「食物アレルギーに関する調査票【様式第1号】」から食物アレルギーの有無を把握し、必要に応じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」及び「学校生

活管理指導表【様式第3号】」を配付します。当日、もしくは後日食物アレルギーのある児童の保護者に状況の聞き取りを行います。

食物アレルギーを有する進級児童生徒には、学校から「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配付します。

- (3) 申請書類の提出・個別面談の実施（12～2月 新規発症・診断および転入：随時）

(P. 9 III「保護者との個別面談」参照)

学校給食における食物アレルギー対応を希望する保護者は、学校を通じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を提出します。進級児童生徒の内、食物アレルギー対応が解除になった場合は「食物アレルギー対応給食 解除申請書【様式第7号】」を提出します。

学校は、「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」の提出を受け、保護者と個別面談を行います（新中学1年生の面談は、小学校から引き継ぎを受けた上で受け入れ中学校で面談を行います）。

個別面談では、対象の児童生徒と保護者の情報を詳細に得ること、申請内容を正しく把握することに努め、保護者に学校給食の提供までの流れや学校及び学校給食センターの現状を伝えます。

学校はこれらの申請書類を取りまとめ、市教育委員会に提出します。

- (4) 面談記録票の作成（2月 新規発症・診断および転入：随時）

個別面談で得られた情報をまとめ、個別に「面談記録票及び個別対応票【様式第4号】」を用いて学校が作成します。

- (5) 校内食物アレルギー対応委員会の開催（2月 新規発症・診断および転入：随時）

(P. 10 IV「校内食物アレルギー対応委員会の設置」参照)

面談記録票その他の資料に基づき、対象となる児童生徒ごとの学校内における対応を検討します。

- (6) 袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の開催（3月 新規発症・診断および転入：随時）

(P. 11 V「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応委員会の設置」参照)

市教育委員会が主催し、対象となる児童生徒ごとの学校給食における対応

方針を検討します。学校給食センターは検討された事項を学校長を通じ、全教職員へ周知徹底し、共通理解をはかります。

同時に保護者へ決定内容を「食物アレルギー対応給食決定通知書【様式第5号】」により通知し、必要に応じて、更に保護者と具体的な確認、調整を行います。

(7) 対応の開始（4月～5月 新規発症・診断および転入：随時）

学校給食センター及び学校において安全に学校給食を提供できる体制を整え、4月から対応を開始します。なお、新小学校1年生及び新規発症・診断児童生徒はレベル1、2の対応のみ4月から開始し、レベル3については5月から対応を開始します。年度途中の新規発症・診断児童生徒は随時対応します。

(8) 評価・見直し・個別指導

学級担任は食物アレルギー児童生徒の誤食がなかったことを確認し、学校給食センターは除去食の喫食や食べ残しの状況などを確認し、実態把握に努めます。

基本的に毎年、「学校生活管理指導表【様式第3号】」の提出を依頼し、経過による症状の軽症化によっては、医師と相談しながら対応の見直しを検討します。

食物アレルギーが解除になった場合は、保護者はすみやかに「学校生活管理指導表【様式第3号】」と併せて「食物アレルギー対応給食 解除申請書【様式第7号】」を学校に提出します。また、転出等により申請を取り下げの場合は「食物アレルギー対応給食 申請取り下げ書【様式第6号】」を学校に提出します。

## 5 その他

学校給食は集団給食の限られた設備人員で実施しているため、対応範囲については必ずしも保護者の希望に沿うものとは限らず、個別の取り組み内容は年度ごとに検討していきます。

### Ⅲ 保護者との個別面談

学校は、「学校生活管理指導表【様式第3号】」の提出を受けて、保護者との面談の場を設定します。対象児童生徒のアレルギーについて正確な情報を伝えていただくよう保護者に依頼するとともに、保護者の悩みや不安を十分に理解することが大切です。

その上で、保護者からの情報を活かした「面談記録票及び個別対応票【様式第4号】」を作成し、学校での対応について保護者の理解と協力を得るよう努めます。

#### 1 面談者（例）及び面談時期

面談者（例）：校長、教頭、保健主事、養護教諭、当該児童生徒の学級担任、その他

学校教育課及び学校給食センター職員等（原則対応レベル3 除去食対応希望とその他学校が必要と認めた場合出席）

面談時期：「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号の2】」「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」「学校生活管理指導表【様式第3号】」提出後に必要に応じて行います。面談の日程調整は学校が行います。

#### 2 面談の内容（例）

- (1) 基本的な情報の確認：「学校生活管理指導表【様式第3号】」をもとに、原因食物、症状、家庭での対応等の状況を把握します。具体的な連絡先や連絡方法を確認します。
- (2) 家庭・主治医との連携：症状等に変化があった場合や学校での状況等について連絡を取り合い、学校と家庭、主治医の間で共通理解を図ることについて、理解と協力を得ます。
- (3) 児童生徒の理解度の確認：アレルギー疾患や緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度を確認します。
- (4) 学校生活での対応：学校生活の様々な場面での具体的な状況を想定し、対応を確認します。学校で“対応できる内容”“対応できない内容”について正確に伝え、保護者の理解と協力を得ます。周りの児童生徒への指導事項を確認します。
- (5) 緊急時の対応：P18～20「Ⅶ 緊急時の対応」を参考に、緊急時に関する学校での対応について理解と協力を得ます。  
対象児童生徒の緊急時には、必要に応じて消防署員に情報を提供することがあります。学校と関係機関との情報共有体制をつくることについて理解を得るよう努めます。
- (6) 学校給食：学校給食の対応について保護者の理解と協力を得ます。



## IV 校内食物アレルギー対応委員会の設置

### 1 役割

- ・保護者との面談の実施
- ・食物アレルギーの児童生徒の健康管理や対応についての検討
- ・「面談記録票及び個別対応票【様式第4号】」の作成
- ・校内外の支援体制や救急体制の整備
- ・教職員への共通理解
- ・取り組みの評価、検討、個別対応票の改善
- ・関係機関との連携
- ・全教職員を対象に対応訓練や校内外の研修を企画・実施

### 2 構成員

校長、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、他校長が指名した者  
(学校給食への対応については、市教育委員会学校教育課及び学校給食センター職員が出席)

※必要に応じて学校医の出席を依頼します。

### 3 委員会の開催

- ・年度初めや次年度対応に向けた時期に開催します。
- ・食物アレルギーのため、給食等の対応が必要な場合は、入学前に開催します。
- ・食物アレルギー疾患の児童生徒が判明した際や緊急を要する場合、即時開催します。
- ・宿泊を伴う行事の前は、必要に応じて開催します。

## V 袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の設置

### 1 役割

委員会は、次に掲げる所掌事項について協議及び検討を行います。

- ・食物アレルギーを持つ児童生徒に対する学校給食の適切な対応方針に関すること
- ・食物アレルギー対応マニュアルに関すること
- ・その他、食物アレルギーに関し必要な事項

### 2 構成員

医師、教育部長、袖ヶ浦市立小中学校長代表、袖ヶ浦市立小中学校養護教諭代表、学校教育課長、同学校給食担当指導主事、学校給食センター所長、同栄養士

### 3 委員会の開催

必要に応じ、委員長が招集します。

## VI 給食対応フローチャート

### 1 年間フローチャート

【A.新小学校1年生/B.進級時】

時期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者
10月～11月 就学時健康診断(新小学校1年生)	就学時健康診断の通知と併せて、【様式第1号食物アレルギーに関する調査票】を郵送。 就学時健康診断の受付時、様式第1号を回収する。	① ② ③	④ 回収した様式第1号から聞き取りを行う。 学校給食対応を希望する児童には学校給食における食物アレルギー対応の関係書類を配付する。 【様式第1号の2食物アレルギー対応給食申請書】 【様式第3号学校生活管理指導表】を配付。	全保護者に配布。 全員様式第1号を提出。	
10月～11月 進級児童生徒における食物アレルギー対応の関係書類の配付	食物アレルギーを有する進級児童生徒の保護者に症状の確認と学校給食対応の継続希望について調査するよう学校長へ依頼。	⑤ 【様式第2号食物アレルギー対応給食実施・変更申請書】 【様式第3号学校生活管理指導表】を各家庭に配付。	⑥		病院を受診し、診察を受ける。

時期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者
12月 申請書類の提出・確認		申請を受けて保護者と面談の調整をする。 食物アレルギーを有する児童生徒で申請書類等の提出がない家庭に申請の有無を確認する(新小学校1年生を含む)。		様式第1号の2,3号を学校に提出する。	様式第2,3号を学校に提出する。
1月中 申請書類の取りまとめ	学校長あてに提出された申請書類、「校内食物アレルギー対応委員会報告書」の提出を依頼。 学校給食センターへ情報提供。	食物アレルギー対応希望者一覧表、様式第1号の2,2,3号を学校教育課へ提出。 学校教育課、学校給食センターと面談日の調整をする。			
2月中 面談	面談	面談 【様式第4号面談記録票及び個別対応票】にまとめる。	面談	面談	面談
2月中旬まで 校内食物アレルギー対応委員会の開催	必要に応じて出席する。	面談結果に基づき、校内食物アレルギー対応委員会を開催し、対応について検討する。 「校内食物アレルギー対応委員会報告書」を学校教育課に提出する。	必要に応じて出席する。		
2月 食物アレルギー対応検討委員会開催通知			食物アレルギー対応検討委員会開催の通知を出す。		

時 期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者
3月上旬 食物アレルギー対応検討委員会の開催	食物アレルギー対応検討委員会 様式第1号の2,2,3,4号、その他の資料に基づき、対象となる児童生徒ごとの対応を検討し、決定する。				
3月中旬から下旬 決定通知の作成			委員会で決定された事項に対し、【様式第5号食物アレルギー対応給食決定通知書】を作成し、市教育委員会内で承認を受ける。		
3月中旬から下旬 対応の決定  食物アレルギー対応献立表の配布			新小学校1年生に様式第5号を発送。併せて【様式第8号食物アレルギー用詳細献立表】を送付 進級児童生徒に様式第5号、8号、【様式第9号除去食献立表】を学校へ配布。	⑬ →	
		様式第5号を進級児童生徒に配布する。			
		様式第8,9号を進級児童生徒に配布。			
4月中旬 除去食献立表の配布 (新小学校1年生)			新小学校1年生分様式第9号の作成、学校配布。		
		様式第9号の配布			

※新規発症/診断時及び転入時については、新小学校1年生同様速やかに対応すること。

## 2 毎月のフローチャート

時期	学校給食センター	学校	対応児童生徒の保護者
前月10日頃	献立決定		
前月20日まで	【様式第8号食物アレルギー用詳細献立表】【様式第9号除去食献立表】を学校に配布。※除去食献立表のみ学校宛と個人宛を準備し、個人用は個人専用袋に入れて配布する。	① 献立表等の内容チェック。 様式第8号を対象児童生徒数分印刷し、各家庭に配布する。 レベル3の児童生徒には専用袋を直接家庭に配布する。	② 献立表等の内容のチェック。
前月25日まで		④ 保護者からの確認等について、学校での対応が困難な場合、学校から学校給食センターへ内容を連絡。	③ 内容について確認等がある場合：ファックスまたは電話で学校へ連絡。除去食対象児童生徒は専用袋に確認の有無を押印の上、専用袋を返送する。
前末まで	⑤ 個々の対応を決定する。	⑥ 変更があった場合のみ連絡。	変更があった場合のみ連絡。
前月25日頃	調理指示書、作業工程表を作成する。		

### 3 詳細献立表配布児童生徒に対する当日チェック項目

項目	学校	保護者
当日朝までに確認すること	<input type="checkbox"/> 配布献立表の「〇月分給食献立予定表」と「食物アレルギー用詳細献立表」を見て、内容が一致していますか。 <input type="checkbox"/> 対象児童生徒のアレルギーを起こす可能性のある原因食物が入っている料理はありますか。 <input type="checkbox"/> その料理は食べられますか。 →除去するのか、食べられるのか、保護者と相談し、判断をします（状況によっては代替食を持参させます）。	
喫食時	<input type="checkbox"/> 今日の献立に対象児童生徒の原因食物が入っていますか。 <input type="checkbox"/> その料理が喫食可能か児童生徒に直接確認をしましたか。	
喫食後	<input type="checkbox"/> 誤食はありませんでしたか。 <input type="checkbox"/> 児童生徒に体調の変化はありませんか。	

#### 4 除去食提供児童生徒に対する当日の対応

項目	学校給食センター	学校	保護者
配送前 確認	担当調理員、担当栄養士によるダブルチェック。	欠席者（がいた場合）氏名を学校給食センターに連絡。	当日の除去食献立表の内容をチェック。欠席の場合朝一番で学校に連絡をする。
配送	除去食は、専用ランチボックスに入れて配送し、通常給食と一緒にコンテナに入れ、配送する。 ※誤配送を避けるため、個人用のランチボックスには、学校名・クラス名・氏名等を明示する。（様式第10号）	各学校の配膳員は、学校の配膳室において、コンテナから専用のランチボックスに入った除去食を受け取るとともに、【様式第11号 除去食受渡し確認表】に記載された対象者かどうか確認し、同確認表に記入する。	
配膳		配膳員は、当該除去食を一般の給食とは別にして、職員室へ運ぶ。対応給食児童生徒は、職員室において当該除去食を受け取るとともに、献立内容を確認し、様式第11号に記入したのち、学級に運ぶ。	
配食		①様式第11号に記載されている内容とランチボックスの中身が一致しているか確認する。 ②【様式第9号 除去食献立表】と中身が一致しているか確認する。	
喫食		対象児童生徒の様子を注意深く観察する。 除去食、除去の必要のない料理すべてにおいておかわりはできない。	
片付け	専用の洗い場で洗浄・消毒をする。	専用のランチボックスを配膳室に返却する。	

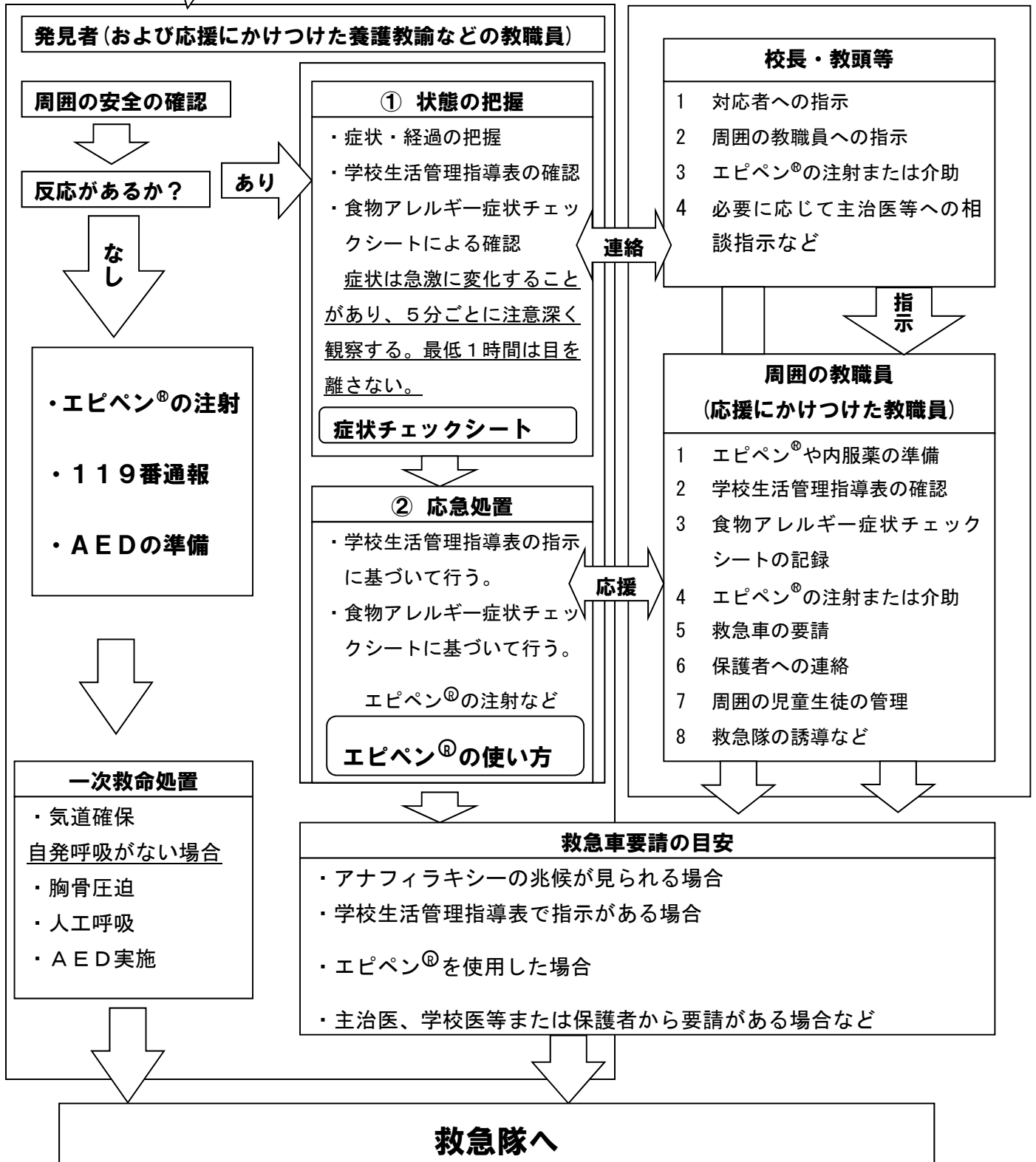


Ⅶ 緊急時の対応

緊急時の対応モデル

異変に気づく

- ◎大声で応援を呼ぶ。患者から離れない。
- ◎安静にし、動かさない。目を離さない。



## 症状チェックシート

□観察開始（ 時 分） □薬の服用（ 時 分） □エピペン注射（ 時 分）

	グレード3	グレード2	グレード1
全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>◇症状は急激に変化することがあるため、 5分ごとに注意深く症状を観察する。</p> </div>	
呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳込み <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器	<input type="checkbox"/> 持続する強い（がまんできない）おなかの痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 明らかな腹痛 <input type="checkbox"/> 複数回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 複数回の下痢	<input type="checkbox"/> 我慢できる弱い腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気
目 口 鼻 顔	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>グレード3の症状が 1つでもあてはまる 場合、エピペン®を注 射する。</p> </div>	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血、 口唇の腫れ <input type="checkbox"/> 口のかゆみ、違和感 <input type="checkbox"/> 喉のかゆみ、違和感 <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身性のかゆみ <input type="checkbox"/> 全身のじんましん	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 部分的な赤み <input type="checkbox"/> 数個のじんましん

上の症状が1つでもあれば  
以下の対応を行う。

上の症状が1つでもあれば  
以下の対応を行う。

上の症状が1つでもあれば  
以下の対応を行う。

対 応	<input type="checkbox"/> エピペン®の注射 （迷ったらエピペン®の注射） <input type="checkbox"/> 救急車の要請 <input type="checkbox"/> 内服液の使用 （反応がなく、呼吸がなければ） <input type="checkbox"/> 胸骨圧迫 <input type="checkbox"/> 人工呼吸 <input type="checkbox"/> AED	<input type="checkbox"/> 内服薬の使用 <input type="checkbox"/> エピペン®の準備 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診 （迷ったら救急車要請） <input type="checkbox"/> グレード3の症状の有無 を注意深く観察し、1つで も当てはまる場合はエピペ ン®を使用する。	<input type="checkbox"/> 安静にして経過観察 <input type="checkbox"/> 内服薬の使用 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診
--------	--	---	---

「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」千葉県教育委員会より

## エピペン®の使い方

### 【エピペン®の使用手順】

①オレンジ色の先端を下に向け、  
エピペン®を利き手でしっかり握る。



②もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



③太ももの前外側に垂直になるように  
オレンジ色の先端をあてる。



④パチンと音がするまで  
強く押し付け、数秒間待つ。  
「1、2、3、4、5」



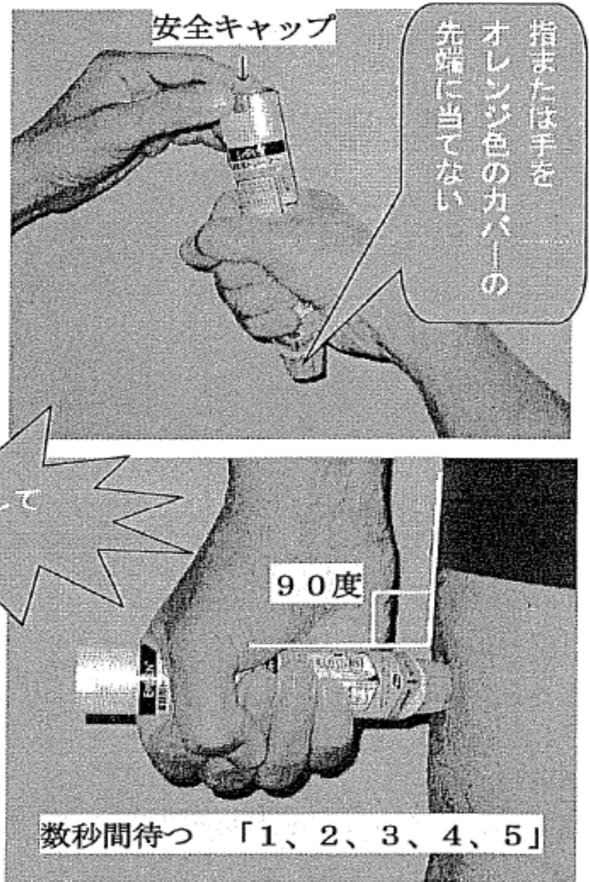
⑤垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば  
完了。伸びていない場合は再度①②③④を行う。



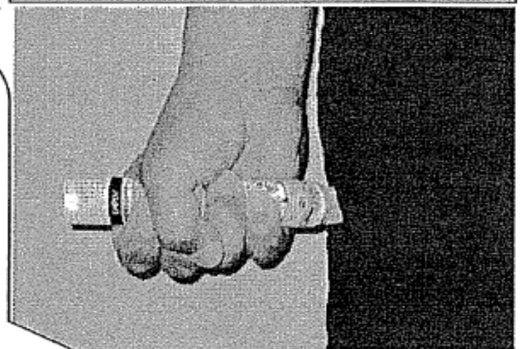
⑥注射した部位を10秒間マッサージする。



⑦使用済みのエピペン®は、オレンジ色側から  
ケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。



緊急の場合には、  
衣服の上からでも注射できる。



エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する  
目的で作られたものです。

しかし、エピペン®が手元にありながら、症状によっ  
ては児童生徒が自己注射できない場合も考えられま  
す。

救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら  
注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する  
ことは、医師法違反になりません。

人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰も  
がエピペン®を使用できるようにしておくことが大切  
です。



## Ⅷ 個人情報管理

申請書類等の提出された書類は、学校・市教育委員会で保管し、個人情報の管理に十分配慮します。

日常の取り組みや緊急時の対応に活用するために、記載された情報は教職員及び消防署員が共有することについて、保護者から同意を得ます。

## Ⅸ 食物アレルギー対応における教職員の役割

### 【校長】

教職員の共通理解がもてるよう、公益財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、関係教職員と話し合い、校内での対応方針を決定します。

### 【学級担任】

- ①保護者からの申し出を校長はじめ関係職員に伝えます。対応内容について共通理解を図るとともに、緊急時の体制を保護者に確認します。
- ②個別面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応状況を把握し、養護教諭、栄養教諭・栄養士と共通理解を図ります。
- ③食物アレルギーを有する児童生徒が安全で楽しい給食時間をおくることができるよう配慮します。
- ④他の児童生徒に対して食物アレルギーを正しく理解させます。
- ⑤必要に応じて「食物アレルギー用詳細献立表」を教室内に掲示し、誤食等の防止に努めます。
- ⑥児童生徒への配膳時に再度除去内容を確認し、事故防止に努めます（除去を行う場合）。
- ⑦出張・その他のやむを得ない理由で不在になる場合は、替わりに入る先生がきちんと対応できるようにします。

### 【養護教諭】

- ①個別面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応状況を把握し、学級担任、栄養教諭・栄養士と共通理解を図ります。
- ②主治医、学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておきます。
- ③緊急時の措置方法を検討しておきます。
- ④小学校の食物アレルギー児童の情報は保護者の同意を得た上で、3月中に中学校へ引き継ぎます。

**【栄養教諭・栄養士（学校給食センター）】**

- ①個別面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応状況を把握します。
- ②学校給食でどのような対応ができるかを判断し、本市学校給食食物アレルギー対応検討委員会で説明します。
- ③必要に応じて校内食物アレルギー対応委員会に出席します。
- ④献立作成や作業工程表を作成する際に、原因食物に注意を払い、除去内容について事故につながらないよう指示を行います。
- ⑤食物アレルギー用詳細献立表、除去食献立表、配送食札、除去食受け渡し確認表を作成します。
- ⑥給食時の指導について各学校の担当職員に状況を伝えてアドバイスをを行います。

**【調理員（学校給食センター）】**

- ①食物アレルギー除去食の内容を確認します。
- ②栄養教諭・栄養士の調理指示をもとに除去する食品を確認し、調理工程表を確認しながら調理作業にあたります。

## X 食物アレルギーQ&A

【保護者向け】

### 1 除去品目・内容に関して

Q 1 除去食対応の除去対応品目（卵、乳）はどのように決定したのでしょうか。

- ・市内小中学生の食物アレルギーの原因食物を調査した結果、卵と乳を原因食物とする児童生徒が多かったことから決定しました。

Q 2 （卵、乳からさらに）除去対応品目を増やすことはありますか。

- ・一番大事なことは安全であることです。無理をせず可能なところから始め、対応人数等実情を勘案した上で今後増やすことを検討していきます。

Q 3 卵や乳だけがアレルギー原因食物の子どもだけでなく、卵、乳に加えてえび、落花生等複数併せ持つ子どももいます。どのように除去すればよいですか。

- ・除去食は卵又は乳を完全に除いた給食をランチボックスで提供します。この他落花生等除去するためには、さらにランチボックスから自分でその原因食物を除去することになり、複雑かつ誤食の原因になるため、そのような場合は除去食の提供はせず、「レベル1 詳細な献立表対応」で対応していただくこととなります。

Q 4 献立に初めから卵や乳の除去品目が入っていない日は他の子どもと同じ物を食べるのでしょうか。

- ・そうなります。同じ物を提供することになりますが、間違いを防ぐため、同じ給食を専用ランチボックスに詰めて提供します。

Q 5 卵や乳が少し入っている場合や調味料の除去までの必要はないのですが。

- ・提供する側の誤りや誤配などを避けるため、除去するか、しないかのいずれかの対応いたします。

Q 6 加熱した卵なら食べられますか。

- ・Q 5 同様に完全除去対応となりますので、加熱した卵も除去することとなります。

Q 7 飲用牛乳だけの除去はできますか。

- ・できません。除去食を希望される場合は料理に含まれる牛乳も含めて完全除去対応となります。

## 2 食物アレルギー用詳細献立表について

Q1 マニュアルP.3にあります表示義務・推奨表示の28品目以外の品目を食物アレルギー用詳細献立表に表示することは可能ですか。

・今現在対応できません。

Q2 学校給食に使用されている食材・食品（加工食品も含めて）の全てを知ることができますか。

・毎月配布しております「給食予定献立表」上で使用している食材を“主な材料”として掲載していますが、全てではありません。知りたい食材について個々にお問い合わせいただくことになります。

## 3 学校生活管理指導表に関して

Q1 学校生活管理指導表は毎年出さないといけませんか。

・症状に変更のない場合でも1年に1回の提出をお願いします。

Q2 年度途中でアレルギー対応の申請をした場合、管理指導表はいつでも提出すればよろしいですか。

・1年に1回の提出ですので、時期にもよりますが、その時から概ね1年後でかまいません。

### 【学校向け】

## 4 食物アレルギー用詳細献立表に関して

Q1 使用されている全ての食材・食品について問い合わせがあった場合の対応について

・保護者から問い合わせのあったものについて、学校給食センターにお問い合わせください。

## 5 面談・校内対応委員会に関して

Q1 初回と中止時以外にも毎年管理指導表を提出後には面談を必要としますか。

・児童生徒の状況に応じて面接を行います。

Q2 面談者は（例）となっていますが、内容により変更するのでしょうか。

・給食対応の有無や状況に応じて面談者を決めます。

Q3 新しく委員会を設置しなくても学校保健委員会で対応できるのではないのでしょうか。

・学校保健委員会で対応可能です。

Q4 新中学1年生の対応はどこがしますか。

・受け入れ先の中学校が面談を行い、校内対応委員会で対応内容について検討します。その際は在籍小学校から十分引き継ぎを受けてください。

## 6 緊急時の対応に関して

Q1 食物アレルギーの症状が出た場合の報告はどのようにしますか。

・学校教育課及び学校給食センターへ報告していただきます。



## XI 資 料



## 様式第1号の2

### 食物アレルギー対応給食申請書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_

食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記の必要書類を添えて申請します。

学校名	袖ヶ浦市立		学校	学年・学級	<input type="checkbox"/> 新小学1年生 <input type="checkbox"/> 年 組 (申請時点)
(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
(ふりがな) 保護者氏名				電話番号	自宅 ( ) 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市				

前籍の保育所・幼稚園・学校での対応

保育所・幼稚園 学校名		給食対応	有・無・弁当持参
これまでの 給食対応内容			

- 今後の学校給食での食物アレルギー対応について(希望する項目をチェックしてください。)  
 食材料が確認でき、食品アレルギー表示がある詳細献立表の配布  
 卵を除去した除去食の提供  
 乳を除去した除去食の提供  
 卵と乳を除去した除去食の提供
- 添付書類(必須)  
 学校生活管理指導表
- 食物アレルギー対応にあたり、下記のことを理解して同意します。  
 (すべての項目を確認の上、チェックしてください。)  
 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。  
 不足があれば、(一部)弁当持参の必要な場合があること。  
 微量混入(コンタミネーション)の可能性は完全に排除できないこと。  
 この申請及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されること。  
 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限らず、改めて詳細な面談を行った後に決定されること。

## 様式第2号

### 食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_

食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記の必要書類を添えて申請します。

診断の結果は、これまでと変更が（ありません・あります）。

学校名	袖ヶ浦市立		学校	学年・学級	年 組 (申請時点)
(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
(ふりがな) 保護者氏名				電話番号	自宅 ( ) 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市				

- 今後の学校給食での食物アレルギー対応について(希望する項目をチェックしてください。)
  - 食材料が確認でき、食品アレルギー表示がある詳細献立表の配布
  - 卵を除去した除去食の提供
  - 乳を除去した除去食の提供
  - 卵と乳を除去した除去食の提供
- 添付書類 (必須)
  - 学校生活管理指導表
- 食物アレルギー対応にあたり、下記のことを理解して同意します。  
(すべての項目を確認の上、チェックしてください。)
  - 栄養面・献立面で不足が生じる可能性があること。
  - 不足があれば、(一部) 弁当持参の必要な場合があること。
  - 微量混入 (コンタミネーション) の可能性は完全に排除できないこと。
  - この申請及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されること。
  - 申請内容は審査の結果によりすべて実現するとは限らず、改めて詳細な面談を行った後に決定されること。
- なお、学校給食における食物アレルギー対応が解除になった場合は解除届を提出してください。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 \_\_\_\_\_ (男・女) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

<p><b>アナフィラキシー</b> (あり・なし)</p> <p><b>食物アレルギー</b> (あり・なし)</p>	<p><b>病型・治療</b></p> <p><b>A 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載)</b></p> <p>1. 即時型</p> <p>2. 口腔アレルギー症候群</p> <p>3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p><b>B アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b></p> <p>1. 食物 (原因)</p> <p>2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>3. 運動誘発アナフィラキシー</p> <p>4. 昆虫 ( )</p> <p>5. 医薬品 ( )</p> <p>6. その他 ( )</p> <p><b>C 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ ( ) 内に除去根拠を記載</p> <p>[除去根拠] 該当するものを ( ) 内に記載</p> <p>① 明らかなき症状の既往 ( )</p> <p>② 食物経口負荷試験陽性 ( )</p> <p>③ IgE抗体等検査結果陽性 ( )</p> <p>④ 未摂取 ( )</p> <p>( ) に具体的な食品名を記載 ※6,7は食品名に○を記入して下さい</p> <p>1. 鶏卵 ( )</p> <p>2. 牛乳・乳製品 ( )</p> <p>3. 小麦 ( )</p> <p>4. ソバ ( )</p> <p>5. ビーナッツ ( )</p> <p>6. 甲殻類 ( )</p> <p>7. 木の美類 ( )</p> <p>8. 果物類 ( )</p> <p>9. 魚類 ( )</p> <p>10. 肉類 ( )</p> <p>11. その他1 ( )</p> <p>12. その他2 ( )</p> <p><b>D 緊急時に備えた処方薬</b></p> <p>1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)</p> <p>2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」)</p> <p>3. その他 ( )</p>	<p><b>学校生活上の留意点</b></p> <p><b>A 給食</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要</p> <p><b>B 食物・食材を扱う授業・活動</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要</p> <p><b>C 運動 (体育・部活動等)</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要</p> <p><b>D 宿泊を伴う校外活動</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要</p> <p><b>E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの</b></p> <p>※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。</p> <p>鶏卵：卵黄カルシウム</p> <p>牛乳：乳糖・乳清糖・乳糖・乳糖</p> <p>小麦：醤油・酢・味噌</p> <p>大豆：大豆油・醤油・味噌</p> <p>ゴマ：ゴマ油</p> <p>魚類：かつおだし・いりこだし・魚露</p> <p>肉類：エキス</p> <p><b>F その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>	<p><b>★保護者</b></p> <p>電話： _____</p> <p><b>★連絡医療機関</b></p> <p>医療機関名： _____</p> <p>電話： _____</p> <p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____ (印)</p> <p>医療機関名 _____</p>
<p><b>気管支ぜん息</b> (あり・なし)</p>	<p><b>病型・治療</b></p> <p><b>A 症状のコントロール状態</b></p> <p>1. 良好</p> <p>2. 比較的良好</p> <p>3. 不良</p> <p><b>B-1 長期管理薬 (吸入)</b></p> <p>1. ステロイド吸入薬 ( )</p> <p>2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ( )</p> <p>3. その他 ( )</p> <p><b>B-2 長期管理薬 (内服)</b></p> <p>1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ( )</p> <p>2. その他 ( )</p> <p><b>B-3 長期管理薬 (注射)</b></p> <p>1. 生物学的製剤 ( )</p> <p><b>C 発作時の対応</b></p> <p>1. ベータ刺激薬吸入 ( )</p> <p>2. ベータ刺激薬内服 ( )</p>	<p><b>学校生活上の留意点</b></p> <p><b>A 運動 (体育・部活動等)</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要</p> <p><b>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要</p> <p><b>C 宿泊を伴う校外活動</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要</p> <p><b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>	<p><b>★保護者</b></p> <p>電話： _____</p> <p><b>★連絡医療機関</b></p> <p>医療機関名： _____</p> <p>電話： _____</p> <p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____ (印)</p> <p>医療機関名 _____</p>

<p style="text-align: center;"><b>アトピー性皮膚炎</b> (あり・なし)</p>	<p style="text-align: center;"><b>病型・治療</b></p> <p><b>A 重症のゆやす (厚生労働科学研究班)</b>  1. 軽症：面癢に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。  2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。  3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。  4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。  *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、掻癢、浸潤主体の病変  *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p> <p><b>B-1 常用する外用薬</b>  1. ステロイド軟膏  2. タクロリムス軟膏  (「プロトピック®」)  3. 保湿剤  4. その他 ( )</p> <p><b>B-2 常用する内服薬</b>  1. 抗ヒスタミン薬  2. その他 ( )</p> <p><b>B-3 常用する注射薬</b>  1. 生物学的製剤</p>	<p style="text-align: center;"><b>学校生活上の留意点</b></p> <p><b>A フール指導及び長時間の紫外線下での活動</b>  1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 動物との接触</b>  1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C 発汗後</b>  1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>	<p style="text-align: right;">記載日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医師名 印</p> <p style="text-align: right;">医療機関名</p>
<p style="text-align: center;"><b>アレルギー性結膜炎</b> (あり・なし)</p>	<p style="text-align: center;"><b>病型・治療</b></p> <p><b>A 病型</b>  1. 通年性アレルギー性結膜炎  2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症)  3. 春季カタル  4. アトピー性角結膜炎  5. その他 ( )</p> <p><b>B 治療</b>  1. 抗アレルギー点眼薬  2. ステロイド点眼薬  3. 免疫抑制点眼薬  4. その他 ( )</p>	<p style="text-align: center;"><b>学校生活上の留意点</b></p> <p><b>A フール指導</b>  1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 屋外活動</b>  1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C その他の配慮・管理事項 (自由記述)</b></p>	<p style="text-align: right;">記載日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医師名 印</p> <p style="text-align: right;">医療機関名</p>
<p style="text-align: center;"><b>アレルギー性鼻炎</b> (あり・なし)</p>	<p style="text-align: center;"><b>病型・治療</b></p> <p><b>A 病型</b>  1. 通年性アレルギー性鼻炎  2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症)  主な症状の時期： 春、夏、秋、冬</p> <p><b>B 治療</b>  1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服)  2. 鼻粘膜用ステロイド薬  3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ)  4. その他 ( )</p>	<p style="text-align: center;"><b>学校生活上の留意点</b></p> <p><b>A 屋外活動</b>  1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B その他の配慮・管理事項 (自由記述)</b></p>	<p style="text-align: right;">記載日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医師名 印</p> <p style="text-align: right;">医療機関名</p>

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

(公財)日本学校保健会が作成した「学校生活管理指導表」の様式を参考に作成しています。

※必ず保護者の署名をお願いします。

※変更の有無にかかわらず、必ず年1回の提出をお願いします。

—袖ヶ浦市教育委員会—

### 様式第3号の追加記載欄

受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入は医師
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印
年 月 日	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	1. 記載内容に変更なし 2. 下記事項について変更あり 内容：	印

## 様式第4号

### 面談記録票及び個別対応票

袖ヶ浦市立

学校

面談年月日	年 月 日	面談出席者	
学年 学級 児童生徒氏名	年 組	保護者氏名	
かかりつけ医療機関名		緊急連絡先	

#### 1 食物アレルギーを起こす原因食物

卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに・くるみ・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ごま・カシューナッツ・アーモンド・その他 ( )
--

#### 2 食物アレルギー病型

即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー
-----	------------	-------------------

#### 3 アナフィラキシー病型

食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食物 ( )	原因食物 ( )	

#### 4 アレルギー既往歴とその対応

既往歴	対応

#### 5 具体的な配慮と対応

学校 に お け る 配 慮	給食	
	食物(材)を扱う活動・授業	
	宿泊を伴う活動	
	持参薬	
	エピペンの保管	
	その他	

#### 6 アレルギーを起こしたときの対応方法

( )

面談内容について確認しました。上記記載内容を必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員で共有することに同意します。

#### 7 学校給食食物アレルギー対応決定レベル

レベル1 (詳細な献立表対応)	レベル2 (弁当対応)	レベル3 (除去食対応)
--------------------	----------------	-----------------



様式第5号

袖 教 給 第 号  
年 月 日

食物アレルギー対応給食 決定通知書

保護者名 \_\_\_\_\_ 様

袖ヶ浦市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました学校給食での対応について、次のとおり決定しましたので通知します。

学校名	袖ヶ浦市立		学校	学年・学級	年 組
(ふりがな) 児童生徒 氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
対応開始日 対応解除日	年 月 日から 開始・解除				
決定事項					

注意事項

- 1 学校生活管理指導表の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに学校までご連絡ください。
- 2 食物アレルギー対応給食を提供するにあたり、栄養面・献立面で不足が生じる可能性があります。
- 3 不足があれば、(一部) 弁当持参の必要な場合があります。
- 4 微量混入(コンタミネーション)の可能性は完全には排除できません。
- 5 この申請及び学校給食対応の内容は、必要に応じて市教育委員会、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員、学校の全教職員、消防署員に情報が共有されることがあります。

## 様式第6号

### 食物アレルギー対応給食 申請取り下げ書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_

食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記理由により食物アレルギー対応給食の申請を取り下げします。

学校名	袖ヶ浦市立		学校	学年・学級	年 組 (申請時点)
(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
(ふりがな) 保護者氏名				電話番号	自宅 ( ) 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市				

1 申請の取り下げをする学校給食での食物アレルギー対応について (取り下げする項目をチェックしてください。)

- 食材料が確認でき、食品アレルギー表示がある詳細献立表の配布
- 卵を除去した除去食の提供
- 乳を除去した除去食の提供
- 卵と乳を除去した除去食の提供

2 取り下げの理由

## 様式第7号

### 食物アレルギー対応給食 解除申請書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_

食物アレルギーへの学校給食での対応について、下記の必要書類を添えて申請します。  
診断の結果、食物アレルギー対応給食の解除を申請します。

学校名	袖ヶ浦市立		学校	学年・学級	年 組 (申請時点)
(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
(ふりがな) 保護者氏名				電話番号	自宅 ( ) 携帯
住所	〒 袖ヶ浦市				

1 解除を申請する学校給食での食物アレルギー対応について (解除する項目をチェックしてください。)

- 食材料が確認でき、食品アレルギー表示がある詳細献立表の配布
- 卵を除去した除去食の提供
- 乳を除去した除去食の提供
- 卵と乳を除去した除去食の提供

2 添付書類 (必須)

学校生活管理指導表、またはそれに類する医療機関からの診断書

3 解除の理由



様式第9号

除去食献立表

学校 年 組 さん

日付	献立名	原因食物の有無	ランチボックスに入るもの	家庭から持参するものの例	備考

様式第10号

配送食札

年 月 日 ( )	学校 年 組	さん	除去
ランチボックスに入っているもの			
家庭から持参するもの			
特記事項			

様式第 1 1 号

除去食受渡し確認表

\_\_\_\_\_ 学校

日付	原因 食物	ランチボ ックスの なかみ	出 欠	年・組	氏名	確認者 調理員		確認者 配膳員		確認者 職員		確認者 児童生 徒	
						時 間	氏 名	時 間	氏 名	時 間	氏 名	時 間	氏 名

※色付部分学校で記入

## 【参考文献】

- 1 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂  
公益財団法人 日本学校保健会
- 2 「食物アレルギーの栄養指導の手引き 2011」  
独立行政法人国立病院機構 相模原病院 小児科
- 3 「よくわかる食物アレルギーの基礎知識 2012年改訂版」  
独立行政法人 環境再生保健機構
- 4 「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」千葉県教育委員会
- 5 「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル

平成27年 4月施行  
令和 6年 2月改訂

袖ヶ浦市教育委員会